

鳥インフルエンザA(H7N9)に関する検疫対応フロー

※平成25年5月2日版

- ①中国(香港及びマカオ含む)から来航する航空機・船舶により到着した者 又は
- ②聞き取りにより10日以内に中国に滞在したことが判明した者

鳥インフルエンザA(H7N9)に感染した鳥(疑い・死体を含む)又は患者(疑い含む)への濃厚接触歴があるか

38℃以上の発熱(解熱作用のある薬剤を使用している場合には、38℃以下であっても全身倦怠等の症状をもって発熱と同じ状態とみなす) 及び 急性呼吸器症状

NO ↓

「健康カード(別添2)」を配布し入国

※左記二重枠内の症状がある場合、必要に応じ同意を得て、質問、診察、健康監視

要観察例

YES

※発熱のみの場合も必要に応じ

NO

渡航先等を勘案し、必要に応じ
○質問(12条)、診察(13条)、PCR用検体採取
※調査票(様式1)を使用
※事前通報(航空機)の場合は、同行者・座席周囲の者・対応した乗務員の特定・連絡先の把握
○厚生労働省検疫所業務管理室検疫業務係に、メールやFAX等で報告(土日の場合、携帯にも併せて連絡)

(以下を実施した上で入国)

○重症・・・感染症指定医療機関等に搬送。
○軽症・・・マスク等の感染予防策を勧奨した上で、「健康カード(別添2)」を本人に説明・配布、医療機関を紹介
※医療機関、居所を所管する自治体へ情報提供

<検査結果>

○本人、自治体に連絡。受診が必要な場合は、自治体を通じ医療機関にも連絡
○厚生労働省検疫所業務管理室検疫業務係に、メールやFAX等で報告(土日の場合、携帯にも併せて連絡)

A(+)^{かつ}H7(+)[※]
A(+)^{かつ}亜型不明

検体送付

○感染研 亜型確認

確定患者

○居住地(居住地が明らかでない場合は現在地)を管轄する都道府県等への通知(検疫法第26条の3、感染症法12条第1項)

○感染症法に基づき、都道府県等が対応

健康監視

○健康監視(第18条第2項)「健康監視対象者指示書(様式2)」を本人に配布し入国
※10日間、体温その他の健康状態を確認

インフルエンザ様症状

○感染予防策、医療機関への受診を指示
○居住地を管轄する都道府県等へ「通知書(様式3)」により通知(第18条第3項)

感染症法第15条の2に基づき、都道府県等が対応

厚生労働省結核感染症課

A(-)、H(-)

健康監視

以降は右の健康監視フローと同様。

A(+)^で
H1(+),H3(+)

季節性インフルとして対応

(※)国内の症例が確認されていないため、当面の間、H7亜型の確定検査は国立感染症研究所で行うため、疑似症患者の届出は不要。